

病院等の耐震化支援事業 令和3年度～厚生労働省・国土交通省

区分		耐震診断	耐震改修	補強設計
政策医療を担う病院 (救命救急センター、病院群輪番制病院など)	厚生労働省	<p>【耐震診断】 医療施設耐震化促進事業(医療施設運営費等補助金)</p> <p>【耐震改修】 医療施設等耐震整備事業(医療提供体制施設整備交付金)</p>	<p>○補助率 国1／2</p> <p>○基準額 ① 2,300m²(基準面積) × 43,500円 ② 2,300m²(基準面積) × 206,500円</p> <p>※①は政策医療を担う病院 ※②は政策医療を担うIs値0.4未満の病院及びIs値0.3未満の他の病院</p>	
病院・診療所等 (上記以外など)	国土交通省	<p>【耐震診断・耐震改修】 住宅・建築物安全ストック形成事業 (社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金)</p>	<p>○補助率 ・地方公共団体実施 国1／3 ・民間実施※1 国1／3、地方1／3</p> <p>○限度額 1,050～3,670円／m²</p>	<p>○補助率 ・公共建築物 国11.5% (避難所等の防災拠点の場合、国1／3) ・民間建築物※1 国11.5%、地方11.5% (避難所等の防災拠点の場合 国1／3、地方1／3)</p> <p>○限度額 51,200円／m² (倒壊の危険性が高い建築物: 56,300円／m²) (免震化の場合等は83,800円／m²)※2</p>

※1 地方公共団体に補助制度が整備されている場合のみ

※2 天井を併せて改修する場合: 13,600円／m²～71,300円／m²加算

設備を併せて改修する場合: 6,620円／m²(天井改修と設備改修を併せて行う場合: 5,300円／m²)加算(防災拠点に限る)

このほか、耐震診断義務付け対象建築物に該当する場合は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)の対象となります。(令和5年度末までの時限措置)

※厚生労働省と国土交通省の補助事業は、併用できません。